

和 指 第 9 7 号
令 和 5 年 5 月 1 7 日
(2 0 2 3 年)

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 介 護 保 険 施 設
各 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所
各 指 定 第 1 号 事 業 所
(※居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
及び医療みなし事業所を除く。)

開設者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出に
ついて (通知)

指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の運営規程に変更があった場合には、変更があつた日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に一度の届出に簡略化しています(「変更届出の特例」)。

つきましては、令和5年6月1日時点の状況について、以下に記載する項目1から項目4までの事項に留意の上、変更届出書の提出をお願いします。

なお、令和3年度の介護報酬改定に伴い、全サービス共通事項として、運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追記することが努力義務とされ、義務付けまでに3年の経過措置が設けられましたが(以下に記載する項目5、参照。)、経過措置期間中(令和3年4月1日～令和6年3月31日)の当該項目の追記のみによる変更の届出は不要となりますので、ご注意ください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いします。

1 提出期間 令和5年6月1日(木)～令和5年6月30日(金)

2 提出書類 (「各種申請・届出書類等様式集(ページ番号:1003147)」、「各サービスに係る付表(ページ番号:1003105)」参照)

① 変更届出書(各サービス種別に応じて様式が異なります。)

- ・【別記様式第5号】(介護予防)居宅サービス、(介護予防)施設サービス用
- ・【別記様式第2号】地域密着型サービス用
- ・【別記様式第9号】介護予防・日常生活支援総合事業用

※各様式において、申請者の押印は不要となっています。

※変更届出書の「変更前」欄と「変更後」欄に、変更内容が確認できるように記載願います。

② 各サービスに係る付表

- ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和5年6月分）
- ④ 職員の兼務状況を確認する書類（※ 兼務先の勤務表）
- ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し（※ 原本証明は不要です。）
※過去（直近の更新申請又は6年以内の新規申請）に提出していただいている方については、資格証等の写しの提出を省略できます。
※資格証等の写しについては「従業者の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。なお、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写し（原本証明は不要です。）を添付してください。
※（介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護において、本体施設の変更届に資格証等の写しの添付がある従業者については添付を省略できます。
※令和3年度の介護報酬改定により、努力義務とされ、義務付けまでに3年の経過措置が設けられている「介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者についての認知症介護基礎研修の受講」については、経過措置期間中、修了証明書等の提出は必要ありません。
- ⑥ 運営規程

3 提出方法、提出先及び提出部数

提出方法：郵送又は持参

提出先：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班

提出部数：2部（1部は受付後、事業者控えとして返却します。）

※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの（※料金不足とならないようご注意ください。））を必ず同封してください。

※封筒の表に「変更届出書 在中」と記載してください。

4 書類作成にあたっての留意事項

- (1) 次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
- ・「従業者の職種、員数及び職務の内容」以外の運営規定の変更
 - ・事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
（※介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を変更する場合にあつては、事前に市長の承認が必要となる旨、ご留意下さい。）
 - ・訪問介護・予防給付型訪問サービス事業所のサービス提供責任者、又は生活支援型訪問サービス事業所の訪問事業責任者の氏名及び住所の変更
 - ・居宅介護支援事業所、介護保険施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
 - ・特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更
- (2) 令和5年5月31日から同年7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であつて、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出は必要ありません。
- (3) 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションについては、変更届出書の提出は必要ありません。

- (4) 令和4年6月1日と令和5年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合は、変更届出書の提出は必要ありません。
- (5) 令和4年6月1日以降に指定を受けた事業所においても、指定日と令和5年6月1日を比較して職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。
- (6) 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等を十分に確認の上、提出してください。

5 「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載について

運営規定等への「虐待の防止のための措置に関する事項」の追記は以下の【記載例】を参考にしてください。

【記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話：073-435-1319 FAX：073-435-1320